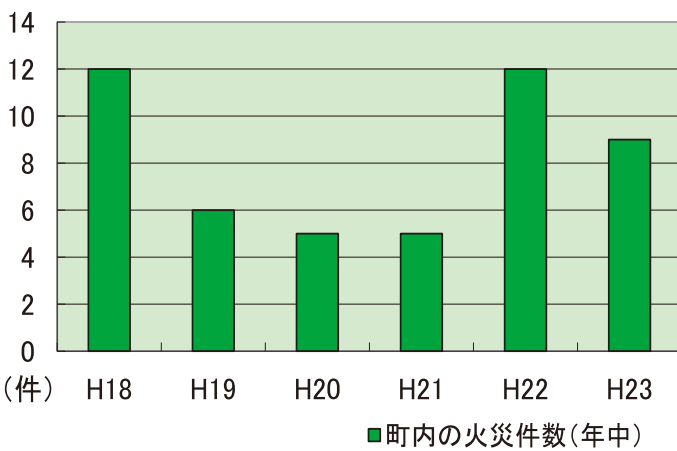


## 平成23年の出火件数

(全国・葉山町)

全国出火件数は50006件で、原因別には「放火」が5632件、「たばこ」4752件、「こんろ」4178件、「放火の疑い」3931件、「たき火」3443件となっています。葉山町は9件(前年比3件減)で、原因別は「電気関係(配線等)」、「放火」、「たばこ」などとなり、電気関係(配線等)からの出火や放火が増えています。日ごろから電気製品や配線器具の点検をし、放火を防ぐた



### 「たばこ」による火災の危険性

毎年たばこによる火災は全国的に火災原因の上位にランクし、平成23年は約10%を占めています。喫煙者は減少しているようですが、たばこによる火災は減らない状況です。たばこは喫煙者とともに移動し、他の火気のように固定された場所を必要としないため、いたる所で火災発生の危険性があります。燃焼温度は700℃以上にもなり、放置すると約15分間も燃焼します。しかし「無炎燃焼」で、線香のように炎を上げないで燃焼するため火を取り扱っている認識が少なく、無造作に扱われることなどから、火災が発生しています。

### 《たばこが原因の火災事例》

- ・マンション敷地内のごみ集積場に、火の始末が不十分な吸い殻が捨てられ、無炎燃焼が継続し出火した。
- ・火の始末が不十分な吸い殻を、吸い殻が山盛りのガラス製灰皿に置き、寝てしまった。吸殻が燃えたことで灰皿が割れ、周辺の紙類に着火した。
- ・ベランダで吸ったたばこを、吸い殻が溜まった缶に捨て、無炎燃焼が継続して出火し、缶の下の合成樹脂製の鉢に着火した。

### 《火災を防ぐために》

- ・寝たばこは絶対にやめる！・決められた場所で吸う！
- ・たばこのポイ捨ては、マナー違反だけでなく、火災に至る危険性があるので絶対にやめる！・吸い終わったら、火を完全に消す！
- ・灰皿の周りに燃えやすいものを置かない！
- ・吸殻はこまめに掃除する！
- ※灰皿の吸殻を、そのままごみ箱へ捨て火災になるケースが繰り返して発生しています。灰皿に水を入れる、一旦濡らしてから捨てるなどしましょう。

## 火災が起きたら消火器で初期消火！

火災発見後の数分間が被害の大小を決めます。延焼拡大を阻止するには、初期段階での的確な消火が大切で、消火器は初期消火に有効な力を発揮し、効果が十分に得られますので落ち着いて使用しましょう。

### ●住宅用消火器

消火器には、住宅用消火器や業務用消火器などがあり、一般の家庭に

めに家の周りを整然とする、暗がりには照明器具等を設置するなどして火災を未然に防止しましょう。暖房機器等を使用する機会も増えてくるので、より一層火気の取扱いには注意してください。

### 被害を減らすために

- 着火物となりやすい繊維製品に「防災製品」を使用しましょう。
- 火災の早期発見のために「住宅用火災警報器」を設置しましょう。

## 2012防火ポスターコンクール 審査結果

町内の小学校4年生の児童を対象に防火ポスターを募集したところ、170点の応募がありました。これらの応募作品について、審査会による審査の結果、10作品が選ばれました。入賞者は次のとおりです。

### 【最優秀賞（町長賞）】

葉山小学校 大辻 海斗さん



### 【最優秀賞（議長賞）】

葉山小学校 小野寺 碧唯さん



### 【優秀賞（消防長賞）】

上山口小学校 小池 真保さん  
一色小学校 田中 彩知子さん  
葉山小学校 希代 鈴さん

### 【優良賞（危険物安全協会賞）】

葉山小学校 田宮 静さん  
葉山小学校 丸山 大志郎さん  
葉山小学校 松浪 駿一さん  
長柄小学校 松田 海吹さん  
長柄小学校 牧野 萌さん

### ◆作品の展示

応募された作品は11月9日(金)~22日(木)の間、教育総合センター学びの広場に展示します。

問合せ 消防本部 ☎876-0119  
内線322

は、小型で軽量の住宅用消火器をお勧めします。本体の色はベージュやグリーンなど色々あり、消火器の薬剤は、粉末と強化液の両タイプがあります。なお、消火器の使用期限は、取扱説明書・消火器本体に貼られているシールを確認し、期限の過ぎている消火器は交換してください。

### 《種類》

#### ・住宅用強化液消火器

水系の薬剤が霧状に放射され、天ぷら油火災などの消火に最適です。

#### ・住宅用粉末消火器

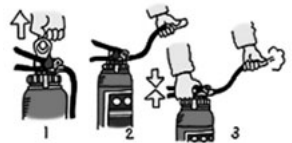
粉末の薬剤が広い範囲を覆って、火勢を抑え消火します。

### 《使用方法》

- 1 黄色い安全栓を引き抜く。
- 2 ホースかノズルを火元に向け、

火元から2〜3メートル離れた所まで近づく。

- 3 レバーを強く握り薬剤を放射。
- 4 消火を確認。一度消えたと思っても再発火する可能性があるため、最後まで放射してください。



### 《使用上の注意》

- ・屋外での使用は風上から！
  - ・屋内での使用は消火後に備え、逃げられる避難口を確保する！
  - ・消火薬剤は炎の上からではなく、火元に向けて放射する！
  - ・消火薬剤はホースやノズルを左右にゆくりと掃くようかける！
- ※炎が天井まで広がったら消火器に

よる消火は不可能です。すぐに避難してください。

### 《消火器の廃棄》

消火器にも寿命があり、古くなった消火器は事故につながる場合もあるため耐用年数を過ぎた消火器は交換しましょう。廃棄の際には、特定窓口（消火器販売店）、指定取引場所（メーカー営業所、収集運搬業者等）などの、リサイクル窓口へお持ちください。2010年1月以降に製造されている消火器は、消火器リサイクルシール付きで販売されています。消火器リサイクルシールのついた消火器は、廃棄に必要な費用が製品価格に反映されています。詳しくは「消火器リサイクル推進センター」ホームページをご覧ください。

《悪質な訪問販売や点検に注意！》

「消防署の方から来た」「一般家庭にも設置義務がある」などと偽ったり、出入り業者または契約業者を装って不当な価格で消火器の訪問販売や点検を行ったりする業者がいます。ご注意ください。

### 《住宅用火災警報器の設置義務化》

住宅用火災警報器の設置が義務化されています。住宅火災の死者数の半数以上が逃げ遅れによるものです。住宅用火災警報器の設置は火災を早期発見でき、命を守ることにつながります。まだ、設置していない方は早急に設置し、火災から大切な生命、財産を守りましょう。

### 問合せ 消防本部

☎876-0119 内線323

## 鎌倉税務署からの

### お知らせ

問合せ  
☎0467-2215591(代)

#### 1 「税を考える週間」

11月11日(日)～11月17日(土)は「税を考える週間」です。今年のテーマは「税の役割と税務署の仕事」です。税に関する情報は国税庁ホームページへ。 <http://www.ntago.jp>

#### 2 税理士会による「税の無料相談会」

【予約不要】  
日時 11月13日(火)・14日(水) 10時～16時  
場所 逗子市役所1階市民ホール

#### 【予約制】

日時 11月13日(火)10時～16時(以後、毎月第二火曜日)  
場所 税理士会鎌倉支部事務局

問合せ 東京地方税理士会鎌倉支部  
☎0467-22515220

#### 3 年末調整説明会

各種書類の配布、年末調整の仕方、法定調書・給与支払報告書等の作成と提出方法を説明します。

日時 11月8日(木)13時30分～16時  
場所 葉山町役場4階会議室

問合せ 鎌倉税務署 源泉所得税担当 音声案内にしたがい「2」(税務署)を選択。

#### 4 個人事業者向けの青色決算説明会・消費税等説明会

所得税の青色申告決算書の作成、消費税等の各種届出・申告方法、電子申告・納税システム(e-Tax)ホームページ

(Tax)、年末調整の仕方等について説明します。年末調整関係書類、給与支払報告書などの用紙配布もあります。

日時 12月6日(木)14時～16時30分  
場所 町商工会2階会議室

※駐車場の用意はありません。  
問合せ 鎌倉税務署 個人課税第1部門 指導担当 ☎内線412

※音声案内にしたがい「2」(税務署)を選択。

#### 5 便利な国税電子申告・納税システムのe-Taxについて

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から直接電子申告ができます。

所得税の確定申告を本人の電子署名・電子証明書を付して、法定申告期限内にe-Taxで行うと、所得税額から最高3千円の控除を受けることができます。(平成19年から平成24年分の間でいずれか1回)。

医療費の領収証や源泉徴収票等については、記載内容を入力して送信するだけで、提出や提示を省略できます(ただし、法定申告期限から5年間は、添付書類の提出や提示を求められることがあります)。

e-Taxホームページ

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

## 木造住宅の無料耐震相談会

お住まいの建築物が下記の対象建築物に該当する場合は、無料耐震相談会にご参加いただき、現在の建築物の状況を確認することをおすすめします。

### 対象建築物(①～③全てに該当)

- ①町民の方が所有し、自ら居住している
- ②昭和56年5月31日以前に建築しているか建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条に規定する建築確認済証が交付されている
- ③地上3階建て以下の木造在来工法及び枠組壁工法の戸建て住宅、二世帯住宅又は店舗兼用住宅

予定件数 30件程度(1日当り10件) 費用 無料

診断日時 各日13時～17時 【第1回】12月13日(木) 【第2回】12月14日(金) 【第3回】12月15日(土)

場所 【平日】役場2階 2-1会議室 【休日】役場1階 食堂

持参するもの 建築確認申請書や建物平面図又は間取り図(自分で書いたものでも可)

申込み期間 11月27日(火)～12月12日(水)[土・日を除く] 9時～17時(12時～13時除く)

電話か窓口で、お申し込みください。

問合せ 都市計画課 ☎内線354 ※予定件数に達した場合、締切ります。

相談後に下記の診断等を希望する人は、次の補助制度を利用できます。

### 相談会以降の流れ

	補助金の対象となる事業	各事業に係る金額の概要		
		総額	補助金額	自己負担額
①	簡易診断	3万円	2万円	1万円
②	一般診断・耐震改修計画書の作成	5万円	2万5千円	2万5千円
③	耐震補強図面の作成	12万円	6万円	6万円
④	耐震補強工事に係る監理	3万円	1万5千円	1万5千円
⑤	耐震補強工事	一般診断結果1.0未満の場合	上限30万円工事費の2分の1など	残額

《補助概要》注1 総合評点とは…木造住宅の耐震構造性能を総合的に判断するもので、建物の安全性を数値で示すものです。※補強工事を行う場合は、事前に都市計画課にご相談ください。

相談会に参加せずに、耐震診断(有料)をご希望の方は、都市計画課窓口で直接ご相談ください。